

1 制度の趣旨

性的少数者の方々への理解が進み、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるようになることをめざす。

2 根拠規定

要綱により規定する。

3 証明方法

二人がパートナーシップ関係にあることを市長に宣誓する「宣誓方式」とする。

※ パートナーシップ関係の定義

「互いを人生のパートナーとして、日常生活において、経済的にも精神的にも助合う関係」

4 制度の対象者

性的少数者を対象とする（事実婚関係は含めない）。

5 申請者の要件

① 年齢要件

双方が成年に達していることとする（令和4年4月以降は満18歳以上）。

② 性別要件

一方または双方が性的少数者とする。

③ 居住地要件

次のいずれかに該当することとする。

- a 一方または双方が市内在住・在勤・在学であること
- b 一方または双方が市内へ転入予定であること（概ね3か月以内）

④ 国籍要件

外国籍の方も対象とする。

6 障害事由

手続きの際、以下の2点に該当することを確認する。

- a 双方に配偶者や双方以外にパートナーシップ関係がないこと
- b 互いに近親者ではないこと

7 申請の手続き

① 手数料

無料とする。

② 手続き方法

二人来庁のうえでの手続きを基本とする。

③ 通称使用

可とする。

④ 提出書類

基本

- a 宣誓書
- b 独身を証明する書類
- c 本人確認書類

その他

- a 宣誓要件（市内在住または在勤、在学）を確認する書類
- b 転入予定で申請した場合は、転入後、新しい住所が分かる書類
- c 通称名を使用する場合は、その通称名を日常的に使用していることが確認できる書類

8 受領証の返還について

受領証の返還が必要な場合は以下のとおりとする。

- a パートナーシップを解消したとき
- b 市外転出等、宣誓の要件を満たさなくなったとき
- c 取消し規定に該当したとき

9 取消し（受領証の無効）について

以下の場合、受領証を無効とする。

- a 虚偽その他の不正な方法により、受領証の交付を受けたとき
- b 受領証を不正に使用したとき

10 パートナーシップ制度利用者が対象となる行政サービス等

- ・配偶者や親族を対象とする市の施策について、法令等に定めがあるものを除き、その対象をパートナーシップ関係に拡大できるよう、所管部局へ働きかける。
- ・本制度利用者が利用可能となる民間サービスについての情報把握に努めるとともに、民間事業者に対し、制度の周知を図る。

11 他自治体との相互利用

- ・まずは市の制度を組み立て、近隣の自治体への周知を図る。
- ・市の制度の概要が定まった段階で、先行自治体へ連携を働きかける。